

# 渋川地区市町村任意合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村任意合併協議会専門部会規程第7条第2項の規定に基づき、渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の分科会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、専門部会の部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、規約第2条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 分科会の名称及び構成員については、別表のとおりとする。ただし、各分科会にその所属する専門部会の構成員1名を加える。

(役員)

第4条 分科会に、それぞれ分科会長1名及び副分科会長5名を置く。

2 分科会長は、専門部会の構成員である分科会員が当たる。

3 副分科会長は、分科会員の中から互選する。

(役員の職務)

第5条 分科会長は分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その分科会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議は、分科会長が招集し、その議長となる。

2 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 分科会長は分科会の協議又は調整の経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町村の担当部門が行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月5日から施行する。